

(一) 日本労働党が積極的を支持し八時間及一週四十八時間制度の實施。但し針山労働は坑口
 不働六時間一週三十六時間とする。最低賃銀の決定は労働者及婦人労働者の夜業
 禁止並に寄宿舎制度の改善。治安警察法治安維持法其他其他無産階級運動暴行法令の撤廢
 暴徒法令の撤廢。ハメイデーに全国的休業。代支那南不政府の即時承認。
 今日の情勢に於てはその内容が有るが如く修正を加へるべきであるを認め
 決議の内容は本大会は組合同盟の主張を左の如く修正す。
 一、八時間労働及び一週四十八時間制度の實施。但し針山労働は坑口
 交替六時間一週三十六時間とす。
 二、最低賃銀の決定。
 三、幼年及び婦人労働者の夜業禁止並に寄宿舎制度の改善。
 四、完全なる労働立法の獲得。
 五、治安警察法治安維持法其他其他無産階級運動暴行法令の撤廢。
 六、ハメイデーに全国的休業。
 七、日本労働党の積極的支持。
 八、無産階級戦線の統一。
 九、無産階級の国際的提携。

(以上)

同盟會館建設の件

理 由
 全産業労働組合提出

あらゆる社会運動を行つて行く上に於いて事務所の必要である事は論を俟たない
 然るに運動の母体と云ふべき我が組合同盟が現在林庄事務所を以て一切の社会
 の活動と事務とをこつて行くことには事は、其の活動と事務能率を妨害するものがあること
 ましこ組合の本部並に先本部と云ふものは軍隊のごとく於謀本部である。従つて組合の
 が全体的である以上、事務もこれだけ複雑であり尋ねてある。又各地方の活動連帯の上
 こそ総本部は地理的關係を考へて其の活動の中心地に置かねばならぬ。
 総この活動連絡の敏捷を計る爲日と使用する電話も必要である。かゝる意味に於いて
 労働組合としこつてまでも高い旅賃を拂つて借居住いをするのではなからぬ。大いに
 とした事務所の二つや三つは持つだけの準備と勇氣がなければならぬと思は
 今曰同盟の事務所は秋々々見る所では可成事務を無意識的の内に妨害し、此を感
 る。本部の事務能率があがらぬと思は、資本主義の生命が危殆に陥つて維持し
 級の運動が進まぬと思ふ。かゝる意味に於て不案を提出する次第である。